

新型コロナウイルス感染症患者について

①療養病床(都道府県から受入病床として割り当てられた療養病床)について、一般病床とみなして、**病床確保料の対象**とできることとした。

(令和3年1月13日付事務連絡)【同日から適用】

- ・ 重症者・中等症者病床 41,000円/日
- ・ その他病床 16,000円/日

②療養病床(都道府県から受入病床として割り当てられた療養病床)に新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた場合、**一般病床とみなし、一般病棟入院基本料のうち特別入院基本料**を算定できる旨を明確化。

(令和3年1月13日付事務連絡)【取扱いの明確化】

- ・ 検査・治療に係る費用について、出来高で算定することが可能
- ・ 中等症患者に係る救急医療管理加算の特例算定(3倍・2,850点)等が算定可能

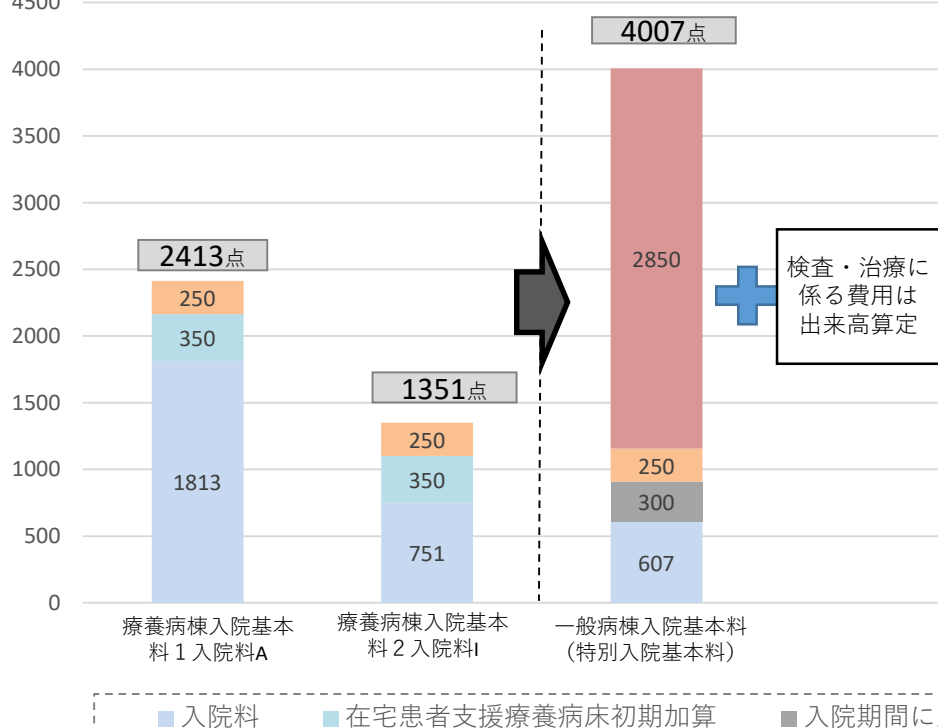
回復患者について

①新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた医療機関において、必要な感染予防策を講じた上で入院診療を行った場合は、**二類感染症患者入院診療加算の3倍(750点/日)**を算定できる。(令和2年12月15日付事務連絡)【同日から適用】

②新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた医療機関において、**救急医療管理加算(950点/日)**を最大90日間算定できる。(令和3年1月22日事務連絡)【同日から適用】

③新型コロナから回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた医療機関において、**個室で、必要な感染予防策を講じた上で入院診療を行った場合は、二類感染症患者療養環境特別加算の個室加算(300点/日)**を最大90日間算定できる。(令和3年5月11日事務連絡)【同日から適用】

【点数のイメージ】 ※ 上記②について、特例(3倍・2,850点)を算定する場合



【点数のイメージ】 ※ 上記①・②を算定する場合

